

# 近世中期以降の津藩の土地売買慣行について

——村の無年季的質地請戻し慣行から領主政策へ——

藤谷 彰

## はじめに

本稿は、近世中期から後期にかけて伊勢国津藩領下にあった村落の土地制度に関する慣行、いわゆる無年季的質地請戻し慣行の実態を分析することを目的とする。

近世村落における土地制度である無年季的質地請戻し慣行が近世期を通じて全国で展開されていたことは先行研究で確認されている。この慣行は、検地帳を基にして、年限を限らず借用した金子である元金を返済すること、その土地を請け戻せるという村落での慣行で、百姓の救済措置としての意義が見出せるとしている。<sup>(1)</sup>

一方で、近世中期以降のこの慣行については、十八世紀から十九世紀にかけて衰退傾向にあるという見解、十八世紀には衰退傾向にあったものが十九世紀、幕末期には復活・強化されるという見解が並立し、論者により見解が異なっている。<sup>(2)</sup>さらに論証の方法について、証文の文言や出入の事例等を中心とした研究の課題を克服するために、一地域を長期間にわたり分析する研究も見られる。<sup>(3)</sup>

しかし、これらの研究は、村落内や一地域を対象に、村の存在を全面的に押し出し、村の慣行という観点からの論証となっている。実際には、村は統治者の下に運営されていることから、幕府・藩の慣行への関与の

有無などについても検証する必要があると考える。<sup>(4)</sup>

筆者は、以前にこの慣行を近世前期の伊勢国津藩領において分析検証した。そこでは、土地売買に関して近世期の天和期から元禄期にかけて「永代売」から「元金返売」へと変化したことや、明暦期から開始される内検により書式の変化が見られることを指摘した。元禄期には「元金返売」が浸透しはじめ、急速に増加するが、一方で「永代売」も見受けられ、無年季的質地請戻し慣行がさらに浸透定着していく可能性を示唆した。その理由として幕府・藩政策による永代売慣行の禁止があるとした。そして、その背景には寛文・延宝期頃の小百姓自立などの地域変化やそれに伴う地域慣行の萌芽があり、統治者としての藩は内検や法令發布を通じてそれを後押しする形を取ったとした。<sup>(5)</sup>

しかし、元禄期以降のこの慣行については、紙幅の関係もあり検討できず課題として残されていた。したがって、本稿では無年季的質地請戻し慣行が全盛期となる近世中期、すなわち享保期以降を中心に、前述したような課題も踏まえて、土地売買証文表記、請戻し慣行の実態、藩政策との関連などを検証してみたい。なお、分析対象とする村落はいずれも伊勢国内にあった津藩領の村落である。<sup>(6)</sup>

## 第一章 近世中期以降の土地売買証文

### 第一節 元禄期から宝暦期の証文

近世中期以降の土地売買証文の内容を一覧表（表1）で提示し、その様式を確認する。<sup>(7)</sup>その前に近世初期の証文の様式を確認しよう。津藩では「元金返売」文言が事書に含まれる証文、いわゆる無年季的質地請戻し証文が元禄期から見られることを提示したが、津藩飛び地であった三重郡江村の貞享五（一六八八）年の証文について確認しておく。

〔史料一〕<sup>(8)</sup>

元米返シ売渡申田地之事

□□

一中上田五畝歩

分米五斗貳升五合

喜左衛門

江村前

一中田六畝四歩

分米五斗八升三合

長五郎

ノ畝数壹反壹畝四歩

分米壹石壹斗八合

右之田地代米拾貳俵貳斗元米返売渡シ、則代米請取申候、幾年過候とも、右之元米返弁仕候ハ、田地此方へ御戻し可有候、為後日如件

売主平尾村

貞享五辰ノ年二月十三日

忠兵へ（印）

組頭

惣兵へ（印）

年寄

市郎兵へ（印）  
庄や

兵太夫（印）

平尾村

□□<sup>(破損)</sup>へ殿

金利八分

〔裏書〕

「表書之通見届候也

来田彦左衛門（印）

中尾又八（印）

」

事書は「元米返シ売渡申田地之事」と、元返売渡文言が含まれ、本文では二か所の土地（一反一畝四歩）を担保に、代米一二俵二斗を請け取ったとある。そして、「幾年過候とも」元米を返弁したならば、田地を戻してほしいとし、無期限文言や担保返却依頼文言が含まれる。この証文には売主・組頭・年寄・庄屋が署名押印している。そして、裏書には表書を見届けた旨の大庄屋来田彦左衛門、郷代官中尾又八の署名押印がなされている。この段階では、裏書はあるが、年貢諸役を勤めてほしい旨の年貢諸役勤め依頼文言が記されておらず、まだ書式が確立されていない。その意味からは書式も含めて、この時期が過渡期と言えるであろう。<sup>(9)</sup>次に享保七、八（一七二二、三）年の三か村の土地売買証文を見るが、まずは三重郡江村の土地売買証文である。

〔史料二〕<sup>(10)</sup>

元返<sup>ニ</sup>売申田地之事

山崎

一下田六畝三歩

平高壹石壹升貳合

代米拾三俵三斗也

表 1. 津藩伊勢国領村落の土地売買証文一覧（貞享期～安政期）

| 番号 | 年月日        | 西暦   | 事 書           | 年貢課役<br>勘合依頼<br>文言 | 無期限文言     | 担保返却<br>依頼文言 | 売主以外<br>の売主者<br>(五人組) | 売主以外<br>の売主者<br>(年寄) | 売主以外<br>の売主者<br>(庄屋) | 売主・買主<br>村相違 | 裏書<br>(見届文言)        | 大庄屋<br>書判 | 郷代官<br>書判 | 文書名     | 文書番号      | 備考        |
|----|------------|------|---------------|--------------------|-----------|--------------|-----------------------|----------------------|----------------------|--------------|---------------------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------|
| 1  | 貞享5.2.13   | 1688 | 元米返シ売渡申田地之事   |                    | 幾年過       | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            | ○                   | ○         | ○         | 江村平尾村文書 | C-149     |           |
| 2  | 元禄3.3.14   | 1690 | 売渡ス元返田之事      | ○                  | 何時成共元金返   | ○            |                       | ○                    | ○                    | ○            | ○                   | ○         | ○         | 樋田文書    | E1-140-58 |           |
| 3  | 元禄3.3.14   | 1690 | 売渡ス元返田之事      | ○                  | 何時成共元金返   | ○            |                       | ○                    | ○                    | ○            | ○                   | ○         | ○         | 樋田文書    | E1-140-59 |           |
| 4  | 元禄6.2.13   | 1693 | 元返ニ売申田地之事     | ○                  | 何時成共      | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            | 貳百貳拾<br>老通之内<br>(印) |           |           | 江村平尾村文書 | A100-3-1  |           |
| 5  | 元禄6.2      | 1693 | 元返ニ売申田地之事     | ○                  | 何時成共      | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | 寺方村          |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A103-8    |           |
| 6  | 元禄6.4.12   | 1693 | 元返シ金ニ売渡申田地之事  | ○                  | 何年過候共     | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            | ○相違無                | 庄屋        |           | 河辺家文書   | 27        |           |
| 7  | 元禄6.12.12  | 1693 | 元返ニ売申田地之事     | ○                  | 何時成共      | ○            | ○                     | ○                    |                      | 寺方村          |                     |           |           | 江村平尾村文書 | B3-1-1    | 扣         |
| 8  | 元禄6.12.22  | 1693 | 元返ニ売申畑之事      | ○                  | 何時成共      | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            | 貳百貳拾<br>老通之内<br>(印) |           |           | 江村平尾村文書 | B3-8-1    |           |
| 9  | 元禄7.3.29   | 1694 | 元返ニ売申田地之事     | ○                  | 何時成共      | ○            | 親類                    | ○                    |                      | 海老原村         | ○                   | ○         | ○         | 江村平尾村文書 | A115      | 庄屋が売主     |
| 10 | 元禄7.3.29   | 1694 | 元返ニ売申田地之事     | ○                  | 何時成共      | ○            | 親類                    | ○                    |                      | 寺方村          | ○                   | ○         | ○         | 江村平尾村文書 | B3-1-2    |           |
| 11 | 元禄8.2.14   | 1695 | 売渡申元米返田地之事    | ○                  |           | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            | ○                   | ○         | ○         | 海野家文書   | F169-11-3 |           |
| 12 | 元禄8.2.14   | 1695 | 永代ニ売渡申畑之事     |                    |           |              | ○                     | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 海野家文書   | J160-13-4 | 村役人理り永代   |
| 13 | 元禄8.2.14   | 1695 | 売渡申元米返田地之事    | ○                  | 元米返弁      | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            | ○                   | ○         | ○         | 海野家文書   | J160-15-1 |           |
| 14 | 元禄8.2.14   | 1695 | 永代売渡申田畑之事     |                    |           |              | ○                     | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 海野家文書   | J160-13-6 | 村役人衆江理り永代 |
| 15 | 元禄8.2.29   | 1695 | 元返ニ売申田地之事     | ○                  | 何時成共      | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | 寺方村          | ○                   | ○         | ○         | 江村平尾村文書 | A103-10   |           |
| 16 | 元禄8.2.29   | 1695 | 元返ニ売申田地之事     | ○                  | 何時成共      | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | 桜一色村         | ○                   | ○         | ○         | 江村平尾村文書 | A103-21   |           |
| 17 | 元禄9.9      | 1696 | 売渡ス元返畑之事      | ○                  | いつニても元米返  | ○            | 肝煎                    | ○                    | ○                    | 上郡田村         | ○                   | ○         | ○         | 樋田文書    | E1-140-60 |           |
| 18 | 元禄13.3.29  | 1700 | 元返シ金ニ売渡申田畑之事  | ○                  | 何年過候共     | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            | ○                   | ○         | ○         | 河辺家文書   | 41        |           |
| 19 | 元禄13.11.20 | 1700 | 永代売渡ス屋敷田之事    | ○                  |           |              | ○                     |                      |                      | ○            |                     |           |           | 江村平尾村文書 | B3-7      | 小手形写シ     |
| 20 | 元禄13.11.21 | 1700 | 元返ニ売申田地之事     | ○                  | 何時成共      | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | 桜一色村         |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A2-7      |           |
| 21 | 元禄14.4.14  | 1701 | 元返ニ売申畑之事      | ○                  | 何時成共      | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            | ○                   | ○         | ○         | 江村平尾村文書 | A103-7    |           |
| 22 | 元禄14.12.9  | 1701 | 元返ニ売申畑之事      | ○                  | 何時成共      | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            | 貳百貳拾<br>老通之内<br>(印) |           |           | 江村平尾村文書 | A103-1-2  |           |
| 23 | 元禄15.3.晦日  | 1702 | 元返ニ売申畑之事      | ○                  | 何時成共      | ○            | ○                     | ○                    |                      | ○            | ○                   | ○         | ○         | 江村平尾村文書 | B3-57     |           |
| 24 | 元禄15.3.晦日  | 1702 | 元返ニ売申田地之事     | ○                  | 何時成共      | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | 桜一色村         | ○                   | ○         | ○         | 江村平尾村文書 | A103-14-1 |           |
| 25 | 元禄15.3.晦日  | 1702 | 元返ニ売申畑之事      | ○                  | 何時成共      | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            | ○                   | ○         | ○         | 江村平尾村文書 | A103-14-2 |           |
| 26 | 元禄15.3.晦日  | 1702 | 元返ニ売申畑之事      | ○                  | 何時成共      | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | 寺方村          | ○                   | ○         | ○         | 江村平尾村文書 | A103-14-3 |           |
| 27 | 元禄16.4     | 1703 | 元返シ金ニ売渡シ申田地之事 | ○                  | 何年過候共     | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            | ○                   | ○         | ○         | 河辺家文書   | 43        |           |
| 28 | 元禄17.3.28  | 1704 | 元返ニ売申田地之事     | ○                  | 何時成共      | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | 桜一色村         | ○                   | ○         | ○         | 江村平尾村文書 | A113      |           |
| 29 | 元禄17.3.28  | 1704 | 元返ニ売申田地之事     | ○                  | 何時成共      | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | 寺方村          | ○                   | ○         | ○         | 江村平尾村文書 | A16       |           |
| 30 | 宝永3.2.29   | 1706 | 元返ニ売申田畑之事     | ○                  | 何時共       | ○            | 親類                    | ○                    |                      | 江村           |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A3-4      |           |
| 31 | 正徳2.12.18  | 1712 | 売渡シ申田地之事      |                    |           | ○            | 他村人物                  |                      |                      | 森村           |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A67-3     |           |
| 32 | 正徳3.11.29  | 1713 | 元返ニ売渡シ申田地之事   | ○                  | 何時成ル共     | ○            | 他村人物                  | ○                    |                      | さくら村         |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A3-3      |           |
| 33 | 正徳3.12     | 1713 | 元米返シニ相渡申質地之事  | ○                  | 何年過候共     | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 河原田文書   | 589-13    |           |
| 34 | 享保5.12     | 1720 | 質物ニ相渡申畑之事     | ○                  | 何年過候共     | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 河原田文書   | 589-19    | 本文に元金返    |
| 35 | 享保5.12.15  | 1720 | 元返ニ売渡申田地之事    | ○                  |           | ○            | 請人                    | ○                    |                      | 一色村          |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A3-8      |           |
| 36 | 享保5.12.15  | 1720 | 元返ニ売申田地之事     | ○                  | 何時成共      | ○            | ○                     |                      | ○                    | ○            | 貳百貳拾<br>老通之内<br>(印) |           |           | 江村平尾村文書 | A103-1-1  |           |
| 37 | 享保7.4.26   | 1722 | 本金返シ売申田地之事    | ○                  | 5年切       | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            | ○                   | ○         | ○         | 堀井文書    | 8-3       |           |
| 38 | 享保7.4.26   | 1722 | 本金返シ売申田地之事    | ○                  | 5年切       | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            | ○                   | ○         | ○         | 堀井文書    | 8-4       |           |
| 39 | 享保7.12     | 1722 | 質物ニ相渡申田畑之事    | ○                  | 何年過候共     | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 河原田文書   | 589-1     | 本文に元金返    |
| 40 | 享保7.12.15  | 1722 | 元返ニ売申田地之事     | ○                  | 何時成共      | ○            |                       | ○                    |                      | ○            |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A1-14     |           |
| 41 | 享保7.12.15  | 1722 | 元返ニ売申田地之事     | ○                  | 何時成共      | ○            |                       | ○                    |                      | ○            |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A1-16     |           |
| 42 | 享保8.12     | 1723 | 元米返シニ相渡申質地之事  | ○                  | 何年過候共     | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 河原田文書   | 589-7     |           |
| 43 | 享保15.12    | 1730 | 元金米返シニ相渡申質地之事 | ○                  | 何年過候共     | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 河原田文書   | 589-25    |           |
| 44 | 享保15.12    | 1730 | 元金返シニ相渡申質地之事  | ○                  | 何年過候共     | ○            | 請人                    | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 河原田文書   | 589-28    |           |
| 45 | 延享1.12.14  | 1744 | 元米返売渡シ申田地之事   | ○                  | 何年過候共     | ○            |                       | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A1-4-1    |           |
| 46 | 延享3.2      | 1746 | 元米返売渡シ申田畑之事   | ○                  | 何年過候共     | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            | ○                   | ○         | ○         | 江村平尾村文書 | A105-4-1  |           |
| 47 | 延享4.2      | 1747 | 元米返ニ売渡シ申田地之事  | ○                  | 何年過候共     | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | 桜一色村         | ○                   | ○         | ○         | 江村平尾村文書 | A100-2    | 印抹消       |
| 48 | 寛延1.12     | 1748 | 売渡シ申畑之事       | ○                  | 何時ニ而も     | ○            |                       | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A44-2     |           |
| 49 | 寛延2.2      | 1749 | 元米返ニ売渡シ申田地之事  | ○                  | 5年季、何年過候共 | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | 桜一色村         | ○                   | ○         | ○         | 江村平尾村文書 | A66-2     |           |
| 50 | 寛延4.2      | 1751 | 元返シ売渡申田地之事    | ○                  | 4年季、何年過候共 | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | 桜一色村         | ○                   | ○         | ○         | 江村平尾村文書 | A103-2    |           |

表 1. 津藩伊勢国領村落の土地売買証文一覧（貞享期～安政期）（続き）

| 番号 | 年月日       | 西暦   | 事 書            | 年貢諸役<br>助め依頼<br>文言 | 無期限文言                     | 担保返却<br>依頼文言 | 売主以外<br>の売主者<br>(五人組) | 売主以外<br>の売主者<br>(年寄) | 売主以外<br>の売主者<br>(庄屋) | 売主・買主<br>村相違 | 裏書<br>(見届文言)        | 大庄屋<br>書判 | 郷代官<br>書判 | 文書名     | 文書番号      | 備考              |
|----|-----------|------|----------------|--------------------|---------------------------|--------------|-----------------------|----------------------|----------------------|--------------|---------------------|-----------|-----------|---------|-----------|-----------------|
| 51 | 宝暦1.12    | 1751 | 元米返シ売渡シ申田地之事   | ○                  | 何年過候共                     | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A2-5      | 印抹消             |
| 52 | 宝暦2.2.21  | 1752 | 元金返シ売渡シ申畑之事    | ○                  | 何年過候共                     | ○            | ○、証人                  | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 足坂文書    | 467-91    |                 |
| 53 | 宝暦2.2.21  | 1752 | 元金返シ売上ヶ証文之事    | ○                  | 何年過候共                     | ○            | ○、証人                  | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 足坂文書    | 467-117   |                 |
| 54 | 宝暦2.12    | 1752 | 元米返ニ売渡申畑之事     | ○                  | 5年季                       | ○            |                       | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A2-3      |                 |
| 55 | 宝暦3.3     | 1753 | 本金返売申畑之事       | ○                  | 何年過候共                     | ○            |                       | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 堀井文書    | 7-11      |                 |
| 56 | 宝暦4.12    | 1754 | 元金返ニ売渡申畑之事     | ○                  | 10年季                      | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A100-4-1  |                 |
| 57 | 宝暦5.12    | 1755 | 元返ニ売渡申田地之事     | ○                  | 何年過候共                     | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | 桜一色村         |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A2-1      |                 |
| 58 | 宝暦9.12    | 1759 | 売渡シ申畑之事        | ○                  | 何年すき候共                    | ○            | 請人                    |                      |                      | 桜一色村         |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A2-8-2    |                 |
| 59 | 宝暦9.12    | 1759 | 元米返ニ売渡申田地之事    | ○                  | 何年過候共                     | ○            |                       | ○                    | ○                    | 桜一色村         |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A66-1     |                 |
| 60 | 宝暦10.12   | 1760 | 元金返シ売渡シ申田地之事   | ○                  | 何年過候共                     | ○            | ○                     |                      | ○                    | 村名なし         | 貳百貳拾<br>老通之内<br>(印) |           |           | 江村平尾村文書 | A100-5-1  | 宝暦13年端書<br>貼紙あり |
| 61 | 宝暦11.1    | 1761 | 元金返シ証文         |                    | 何時成共                      | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 足坂文書    | 467-145   |                 |
| 62 | 宝暦11.12   | 1761 | 元米返シ売渡申畑之事     | ○                  | 何年過候共                     | ○            | ○                     | ○                    |                      | ○            | 追七通之<br>内 (印)       |           |           | 江村平尾村文書 | A103-11   |                 |
| 63 | 宝暦11.12   | 1761 | 売申畑之事          | ○                  | 何年過候共                     | ○            | ○                     |                      |                      | 北野村          |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A103-22   |                 |
| 64 | 宝暦12.12   | 1762 | 本金返売渡申田地之事     | ○                  | 何年過候共                     | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 堀井文書    | 7-26      |                 |
| 65 | 宝暦13.2    | 1763 | 元米返ニ売渡申田地之事    | ○                  | 幾年過候共                     | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            | ○                   | ○         | ○         | 江村平尾村文書 | A11       | 明治4年請戻          |
| 66 | 明和2.12    | 1765 | 元米金返ニ売渡申田地之事   | ○                  | 何年過候共                     | ○            |                       | ○                    | ○                    | ○            | 貳百貳拾<br>老通之内<br>(印) |           |           | 江村平尾村文書 | A52       | 安政1年請戻          |
| 67 | 明和5.4     | 1768 | 本金返ニ売渡申畑之事     | ○                  | 幾年過候共                     | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A1-2      |                 |
| 68 | 明和5.4     | 1768 | 元金返シ売渡シ申畑之事    | ○                  | 幾年過候共                     | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            | ○                   | ○         | ○         | 江村平尾村文書 | A100-1    |                 |
| 69 | 明和7.12    | 1770 | 元金返シ売渡申田地之事    | ○                  | 幾年過候共                     | ○            | ○                     |                      |                      | 北野村          |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A103-23   |                 |
| 70 | 安永5.12    | 1776 | 元金返売渡シ申畑之事     | ○                  | 何年過候共                     | ○            |                       | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A103-13-1 |                 |
| 71 | 安永6.12    | 1777 | 売渡シ申畑之事        | ○                  | 何ヶ年過候共                    | ○            | ○                     | 請人                   |                      | 北野村          |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A103-16   |                 |
| 72 | 安永6.12    | 1777 | 売申畑之事          | ○                  | 10年季、年季過<br>元金米返弁仕候<br>ハ、 | ○            | ○                     | 請人                   |                      | 北野村          |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A103-17   |                 |
| 73 | 安永7.7     | 1778 | 十年季元返シニ売渡申田地之事 | ○                  | 10年、何時成共                  | ○            | 請人                    | ○                    | ○                    | ○            | 貳百貳拾<br>老通之内<br>(印) |           |           | 江村平尾村文書 | A1-12     | 10年は請け戻<br>さない  |
| 74 | 安永7.閏7    | 1778 | 十年季元返ニ売渡申田地之事  | ○                  | 10年、何年過候<br>共             | ○            | 請人                    | ○                    | ○                    | ○            | 貳百貳拾<br>老通之内<br>(印) |           |           | 江村平尾村文書 | A1-4-2    | 10年は請け戻<br>さない  |
| 75 | 安永8.12    | 1779 | 元返売渡申田地之事      | ○                  | 何時成共                      | ○            | 請人                    | ○                    | ○                    | ○            | 貳百貳拾<br>老通之内<br>(印) |           |           | 江村平尾村文書 | A105-6    | 天保12年請戻         |
| 76 | 天明4.12    | 1784 | 元金返ニ売渡申田地之事    | ○                  | 何時ニ而も                     | ○            | 請人                    | ○                    | ○                    | ○            | 貳百貳拾<br>老通之内<br>(印) |           |           | 江村平尾村文書 | A1-4-3    |                 |
| 77 | 天明5.12    | 1785 | 元金返売渡申畑之事      | ○                  | 何ヶ年過候共                    | ○            | ○                     | ○                    |                      | ○            | 貳百貳拾<br>老通之内<br>(印) |           |           | 江村平尾村文書 | A1-13     | 万延2年請戻          |
| 78 | 天明5.12    | 1785 | 元金返売申畑之事       | ○                  | 何ヶ年過候共                    | ○            | ○                     |                      |                      | 北野村          |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A103-25-4 |                 |
| 79 | 天明6.3     | 1786 | 売申畑之事          | ○                  | 何時ニ而も                     | ○            | 請人                    |                      |                      | 北野村          |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A103-25-2 |                 |
| 80 | 天明6.12.16 | 1786 | 元金返シ売渡申田地之事    | ○                  |                           | ○            | ○                     |                      |                      | 北野村          |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A103-20   |                 |
| 81 | 天明8.12    | 1788 | 売渡申畑くち之事       | ○                  |                           |              | 証人                    |                      |                      | ○            |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A43       | 慶応1年請戻          |
| 82 | 寛政4.2     | 1792 | 元返シ売渡シ申田地之事    | ○                  | 何年過候共                     | ○            | 請人                    | ○                    | ○                    | 桜一色村         |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A2-8-1    |                 |
| 83 | 寛政5.12    | 1793 | 元返ニ売渡シ申田地之事    | ○                  |                           | ○            |                       |                      |                      | 北野村          |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A103-18   |                 |
| 84 | 寛政10.2    | 1798 | 元返シ売渡申畑之事      | ○                  | 何時ニ而も                     | ○            | ○                     |                      | ○                    | ○            |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A2-7      | 印抹消             |
| 85 | 享和2.1     | 1802 | 売申畑之事          | ○                  | 何時過候共                     | ○            |                       |                      |                      | 北野村          |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A103-25-1 |                 |
| 86 | 文化5.12    | 1808 | 元返売渡シ申田地之事     | ○                  |                           | ○            |                       |                      |                      | 北野村          |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A103-19   |                 |
| 87 | 文政1.12    | 1818 | 元返売渡申田地之事      | ○                  | 幾年過候共                     | ○            |                       |                      | ○                    | ○            |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A103-3    | 印抹消             |
| 88 | 文政6.12    | 1823 | 元金返ニ売渡申畑之事     |                    | 何時ニ而も                     | ○            |                       | ○                    | ○                    | 村名なし         |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A3-1      | 印抹消             |
| 89 | 文政6.12    | 1823 | 元金返ニ売渡申畑之事     | ○                  | 何時ニ而も                     | ○            |                       | ○                    | 後見                   | 村名なし         |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A3-6      | 印抹消             |
| 90 | 天保8.12    | 1837 | 元金返ニ売渡申畑之事     | ○                  | 幾年過候共                     | ○            |                       | ○                    |                      | ○            |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A44-1     | 売主庄屋、万<br>延1年請戻 |
| 91 | 天保8.12    | 1837 | 元金返ニ売渡申田地事     | ○                  | 幾年過候共                     | ○            |                       | ○                    |                      | ○            |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A116      | 売主庄屋、弘<br>化2年請戻 |
| 92 | 安政5.1.15  | 1858 | 元金返売渡畑地之事      | ○                  | 30年季、幾年過<br>候共            | ○            | ○                     | ○                    | ○                    | ○            |                     |           |           | 江村平尾村文書 | A32       |                 |

- 1) 江村平尾村文書、足坂文書、堀井文書、河原田文書、樋田文書は三重県総合博物館所蔵、海野家文書は三重県総合博物館寄託文書であり、上記の文書群の中の史料名の仮番号を文書番号とした。
- 2) 担保返却文言は担保物件返却後の土地返却の依頼があるもの。無期限文言とは、「何年過」幾年過」とある期限を想定しない文言、年貢諸役助め依頼文言とは年貢諸役を買取主に助めてもらうよう依頼している文言、裏書（見届文言）は、裏書に見届けた旨の文言、書判があるものとした。
- 3) 上記の文言が史料にあった場合に、○印を記した。
- 4) 売主・買主村相違欄は、同村同土の場合○、異なる場合買主の村名を示した。

右者元返ニ売渡し、則代米髓ニ請取申候、然上ハ御年貢諸役共、其方々御勤可被成候、何時成共右元米返弁仕候ハ、田地此方へ御戻し可被成候、為後日手形如件

江村売主

享保七寅年十二月十五日

太左衛門（印）

同村年寄

甚 六（印）

同村

加兵衛殿

事書は「元返ニ売申田地之事」と、この場合も土地を担保に元米返しで渡すところである。ここでは、六畝三步の下田を担保に、代米一三俵三斗を借用したのである。借用期間中は年貢諸役を勤めてほしいとの年貢諸役勤め依頼文言が含まれ、「何時成共」元米を返弁したならば、田地を戻してほしいとする無期限文言や担保返却依頼文言がある。この証文には売主と年寄が署名押印している。

次に見るのは、伊勢国の北部の飛び地であった海老原村に関する享保八年の証文である。

〔史料三〕<sup>(11)</sup>

元金米返シニ相渡申質地之事

たゞら

一上田四畝拾九歩

分米六斗七升式合

同所

一中田壹畝貳拾七歩

分米貳斗三升八合

町ノ六畝拾六歩 分米ノ九斗壹升

右之田地代表拾貳俵之質地ニ相渡、則代米請取申候、田地其方へ相渡し申上候、御年貢諸役其方々御勤可有候、何年過候共元米返

弁仕候ハ、右之田地此方へ御戻し可被成候、為後日庄屋・年寄・組頭連判如件

海老原村売主

享保八卯年十二月日

勘兵衛（印）

同五人組

忠三郎（印）

同年寄

平兵衛（印）

同庄屋

喜 八（印）

当村

半兵衛殿

事書は「元金米返シニ相渡申質地之事」と、質地を元米返して渡すところである。ここでは、上田・中田合わせて六畝一六歩の土地を担保に、麦代米一二俵を借用したのである。借用期間中は年貢諸役を勤めてほしいとし、「何年過候共元米返弁仕候ハ、右之田地此方へ御戻し」とあつて、無期限文言や担保返却依頼文言が含まれている。

また、伊勢国の南部の飛び地であった前野村の享保七年の証文は次のとおりである。

〔史料四〕<sup>(12)</sup>

本金返シ売申田地之事

あんこ田

（後筆貼紙）  
「弥藏方三之助へ本金売」

一下田八畝拾五歩

分米九斗三升五合

右田地当寅年方午ノ年迄五年切本金返シ代金六両売申所実正也、相定之年季明本金返弁仕候ハ、田地此方へ返シ可被申候、若年季明申時分本金返済不仕候ハ、いつ迄成共元金返済仕候迄ハ、

其方ニ作可被申候、御年貢之義地下平免ニ上納可被成候、為後日如件

前野村田地売主

享保七寅年四月廿六日

六三郎（印）※

※（下げ紙）「当時忠藏」

同組頭

与次兵衛（印）

年寄

茂左衛門（印）

庄屋

理右衛門（印）

前野村

市兵衛殿

（貼紙）「当時弥藏」

（裏書）  
「表書之通見届候也」

間宮善左衛門（印）

奥田清十郎（印）

山中奎大夫（印）

「

この文書の特徴は、五年切での土地売買の証文である。しかしながら、五年後に本金を返済したならば、田地の返却が明記されているが、年季明け後に本金返済できなかった場合でも、「いつ迄成共元金返済仕候迄ハ、其方ニ作可被申候」と、元金の返済まで土地を預けるのでそこでの耕作を依頼する形となっている。そして、売主のほか、組頭・年寄・庄屋が書判している。裏書には、大庄屋であった間宮善左衛門・奥田清十郎の書判、郷代官であった山中奎大夫の書判が据えられている。

また、売主・買主のところには、貼紙が添付されており、売主は享保七年には六三郎であったが、年代不詳ながら代替わりをして忠藏となり、買主についても市兵衛から弥藏となっている。

この証文は、五年切と期間はあるものの、元金返済まで土地預けをしていることとなるので、実質的には従来の元金返売証文と変わらない。

次の文書は、「史料四」で取り扱った土地の約四十年後の宝暦十二（一七六二）年に書かれた土地売買証文である。

〔史料五〕<sup>18)</sup>

本金返売渡申田地之事

あんこ田

一下田八畝拾五歩

分米九斗三升五合

右之田地代金五兩ニ売渡し申所実正也、其元持高ニ被成、御年貢諸役共其方御勤可被成候、何年過候共元金返弁致候ハ、右之田地御返し可被成候、為後日証文如件

前野村売主

宝暦十二年十二月

久右衛門（印）※

※（下げ紙）「当時弥藏」

同五人組

勘太郎（印）

同村年寄

源藏（印）

同

弥兵衛（印）

同村庄屋

利右衛門（印）

前野村

### 三之助殿

〔史料五〕は、代替わりが行われ、そこに書判している人物は異なるが、「弥藏」などの人名、土地の所在地、石高などが同じである。〔史料四〕の約四十年後の宝暦十二年に交わされた土地売買証文であり、元返売渡文言・無期限文言・担保返却依頼文言・年貢諸役勤め依頼文言がすべて含まれている。

〔史料四〕〔史料五〕の二つの土地売買証文から、次のように推測できるのではないだろうか。すなわち、売主は、享保七年時点では六三郎であったが、その後忠藏、宝暦十二年時点では久右衛門となり、そして弥藏へと移動した。買主は、享保七年時点は市兵衛であったが、その後弥藏、宝暦十二年時点では三之助と移動している。この土地は享保七年の後筆貼紙にあるように、弥藏から三之助への元金返の土地売買となっている。<sup>(14)</sup>

さらに、栗加村の証文を取り上げる。

〔史料六〕<sup>(15)</sup>

質流相渡田地之事

下河原

一下々畠 貳畝拾貳歩 分米 壹斗四升四合

右之田地書入金子三兩壹分借用申所、利足賄難成候<sup>ニ</sup>付、右地方流し相渡申候、然ル上ハ御年貢高役等其方々御勤可被成候、為後日如件

借り主

宝暦二申年三月

四郎兵衛（印）

五人組頭

五郎右衛門（印）

年寄

金左衛門（印）

同

市郎右衛門（印）

庄屋

三郎左衛門（印）

金六殿

（印）

〔裏書〕  
「貳百三拾三通之内」

この証文は、事書に「質流相渡田地之事」とあるように、質入地をさらに渡すという証文である。下河原の下々畠を担保に、四郎兵衛は金六質入地となっていたものを金六の所蔵にするというものである。借用金の返済が滞った場合は、土地が流れるのである。

このように見てくると、津藩の土地売買証文は、享保期頃には、その書式がほぼ定式化しており、「元金返売証文」、「質地証文」に分類され、さらに「元金返売証文」は有期限のものと無期限のものが見られる。<sup>(16)</sup>

また、本証文に裏書があり、この証文を確認したということで、押印されている。印が藩役人のものであり、この時期には土地売買に関して土地移動・土地所持など確認等、藩が関与していたことが知られる。

### 第二節 寛政期以降の証文

後述するように、寛政七（一七九五）年には「元金返売」に関する触が藩から発布された。この節では、寛政期以降の証文を検証する。

〔史料七〕<sup>(17)</sup>

元金返<sup>ニ</sup>売渡申畑之事

中山



一下畑三畝拾五歩 分米壹斗七升五合

代金壹両壹分銀拾匁

右畑地書面之代金儘<sup>二</sup>請取売渡申所実正也、然ル上者来申年方地面其元<sup>江</sup>被引取、御年貢諸役等相勤可被申候、後年<sup>二</sup>書面之元金致返弁致候ハ、何時<sup>二</sup>而も畑地此方江御戻可被下候、依<sup>而</sup>証文如件

江村畑地売主

文政六末年十二月

俊 平 (印)

同村年寄

権右衛門 (印)

同後見佐倉村

佐野佐吉郎 (印)

新六殿

この史料からは、事書に元返売渡文言があり、続けて本文は売買地所(担保の土地・分米)・売渡代金・年貢諸役勤め依頼文言・無期限文言・担保返却依頼文言で構成されている。

また、天保八年の証文は、

〔史料八〕<sup>(18)</sup>

元返し<sup>二</sup>売渡申畑之事

西ノ山

一下畑貳畝三步

右畑地代金壹両貳朱<sup>二</sup>売渡申処実正也、然上者地面其元へ被引取、御年貢諸役等地下平免<sup>二</sup>可被相納候、尤幾年過候共、右代金致返弁候ハ、何時<sup>二</sup>而も右畑御戻し可被成候、為其証文如件

江村畑売主

天保十亥年正月

尾崎俊平 (印)

同村

勇藏殿

〔端裏書〕  
「卯正月十日請戻古証文」

とあり、前述した寛政期の土地売買証文と同様な文言で構成されている。そして、裏書には、年代不詳ながら卯年正月十日にこの土地を請戻したことが記されている。寛政期以降も土地売買証文の書式や内容は基本的には変化していないことが確認される。

以上のように、近世中期以降の津藩の土地売買証文は、享保期頃には、その書式がほぼ定式化しており、「元金返売証文」、「質地証文」に分類される。そして、前者の様式は、「元金返売」の文言が記載された元返売渡文言の事書に続き、本文は概ね担保となる土地(面積、所在、分米等)、借入金や借用物の請取文言、年貢諸役を質取主に勤めてもらうよう依頼した年貢諸役勤め依頼文言、「何年過」「何時成共」のような期限を想定しない無期限文言、借用物の返却後の担保となっている土地の返却を依頼する担保返却依頼文言で構成される。取り交わし年代を記載し、差出者は売主のほか、五人組や組頭、庄屋などの村役人の連名での書判となっており、宛所は買主であった。また、裏書があるものが見受けられ、その場合は表書の内容を見届けた旨の文言である見届文言に続き、大庄屋、郷代官の書判が据えられている。このような土地売買証文の構成や内容は後述する寛政七年に藩から発布された法令にある「元金返売」の土地売買証文の雛形と同様である。この点については第三章で検討を行う。

また、売主・買主の居住村落に注目してみると、その多くは同じ村落内で売買をしているが、時には異なる場合があった。その場合でも基本的には同じ津藩領村落間での売買であった。したがって、この慣行は津



藩領内村落内での慣行と位置づけることもできる。

## 第二章 元金返売証文による土地の請戻し

近世中期から後期にかけての無年季的質地請戻慣行に関する証文を見  
てきたが、この章では、証文に書かれている「何年過」「幾年過」ても  
金子や物品を返済すれば、質入した土地は返却されたのかどうかを検証  
してみよう。

江村平尾村文書から請戻しがわかる証文を取り上げ、質入れ年代、請  
戻し年代を表2としてまとめた<sup>①9</sup>。これによれば、請戻しが行われた年代  
のわかる最古の証文は、宝暦十一（一七六一）年のものである（表番号  
2）。また請戻し期間が最長のものは、質入れ年代が宝暦十三年、請戻  
し年代が明治四（一八七一）年で、百九年後の請戻しである（表番号1）。  
3番の証文は明和二（一七六五）年に質入れ、請戻しは安政元（一八五  
四）年で九十年後、4、5番の証文は請戻しまでに八十三年、以下、請  
戻し期間は七十八年、七十七年、七十八年、六十六年、六十三年、五十  
六年、五十四年、三十九年、二十四年、十八年、九年となっている。表  
を通覧すると、質入れから請戻しの期間は、百年を経過したものや十年  
未満のものもあり、区々であった。また、売主・買主の関係をみると、  
同村内での売買の場合がほとんどである。さらに、質入れ時期は飢饉の  
影響か天明期が多い。ここからは実際の請戻しの慣行は、村落内では確  
実に行われていたことが確認できる。その点からはこの慣行が村の慣行  
であると同時に、村百姓生活の成り立ちを支援するといえるものであった  
ことがわかる<sup>②0</sup>。

次に具体的にその証文を検討してみよう。江村平尾村文書の中にある  
請戻し期間が最長の宝暦十三年の証文である。

〔史料九〕<sup>②1</sup>

表2. 質入れから請戻し期間

|    | 質入れ年代 |      | 請戻し年代 |      | 期 間 | 売主・買主村相違 | 史料番号   |
|----|-------|------|-------|------|-----|----------|--------|
|    | 年 号   | 西 暦  | 年 号   | 西 暦  |     |          |        |
| 1  | 宝暦13  | 1763 | 明治4   | 1871 | 109 | ○        | A11    |
| 2  | 宝暦11  | 1761 | 文久2   | 1862 | 102 | ○        | A62    |
| 3  | 明和2   | 1765 | 安政1   | 1854 | 90  | ○        | A52    |
| 4  | 天明6   | 1786 | 明治1   | 1868 | 83  | ×        | A13    |
| 5  | 天明5   | 1785 | 慶応3   | 1867 | 83  | ○        | C144-1 |
| 6  | 天明8   | 1788 | 慶応1   | 1865 | 78  | ○        | A43    |
| 7  | 天明5   | 1785 | 万延2   | 1861 | 77  | ○        | A1-13  |
| 8  | 天明4   | 1784 | 万延1   | 1860 | 77  | ○        | A47    |
| 9  | 天明5   | 1785 | 嘉永3   | 1850 | 66  | ○        | B18    |
| 10 | 安永8   | 1779 | 天保12  | 1841 | 63  | ○        | A105-6 |
| 11 | 天明6   | 1786 | 嘉永1   | 1848 | 63  | ○        | A123   |
| 12 | 文化9   | 1812 | 慶応3   | 1867 | 56  | 不明       | A12-2  |
| 13 | 文化9   | 1812 | 元治2   | 1865 | 54  | 不明       | A127   |
| 14 | 文政6   | 1823 | 文久1   | 1861 | 39  | 不明       | B3-11  |
| 15 | 天保8   | 1837 | 万延1   | 1860 | 24  | ○        | A44-1  |
| 16 | 嘉永1   | 1848 | 慶応1   | 1865 | 18  | ○        | A25-1  |
| 17 | 天保8   | 1837 | 弘化2   | 1845 | 9   | ○        | A116   |

江村平尾村文書による。「売主・買主村相違」欄は同村同士場合は○とし、異なる場合は×とした。

元米返ニ売渡申田地之事

かいと

一上田四畝拾式歩 分米七斗四合

右之田地代米八俵ニ売渡申所実正也、然上ハ其元持高ニ被成、御年貢諸役共其方方御勤可被成候、幾年過候共元米致返弁候ハ、田地御戻シ可被成候、為後日証文如件

田地売主江村

宝暦十三末年十一月

太兵衛（印）

同村五人組

八右衛門（印）

同村年寄

孫左衛門（印）

同村庄屋

武助（印）

※（貼紙）

買主江村

権右衛門殿

※（貼紙）  
「一金三分也」

江村

太兵衛（印）

右ハ垣内上田四畝拾式歩田増金慥ニ請取申所如件 戊ノ二月日

（裏書）  
「表書之通見届候也」

来田幸助（印）

前田円七

（下げ紙）  
「かいと」

一上田四畝拾式歩

儀右衛門

多兵衛分

（端裏書）  
「明治四末年儀右衛門方受戻」

定右衛門

本文の部分は今まで検討した証文の内容、裏書への大庄屋等の書判、文言の違いはあるが類似している。本文にある貼紙には、戊二月に売主の江村の太兵衛が田の増金として金三分を受け取ったとの内容が記されている。裏書の下げ紙には、宝暦十三（一七六三）年当時の売主（太兵衛）、買主（権右衛門）、五人組（八右衛門）、村役人（年寄孫左衛門・庄屋武助）、大庄屋（来田幸助）、郷代官（前田円七）以外の人名「儀右衛門」の名前が出てくる。ここでの「多兵衛」は「太兵衛」のことでこの土地に関係する人物であることが推測される。また、端裏書には明治四（一八七一）年に儀右衛門より定右衛門がこの土地を請け戻した旨の記述がある。

この一連の流れは、宝暦十三年に江村の太兵衛が江村の権右衛門に土地を売り渡し、その後、渡した人物や年代は不明ながら戊二月に太兵衛に増金を渡した。そして、権右衛門の子孫である儀右衛門が、明治四年に太兵衛の子孫である定右衛門に先祖（太兵衛）の土地を返却した。つまり、宝暦十三年から百九年後の明治四年にこの証文の「幾年過候共元米致返弁候ハ、田地御戻シ可被成候」の文言に従い、土地を元の持主の子孫に返却したと推測されるのである。

このように、「何年過」「幾年過」が無年季的質地請戻し慣行があったことで、何年過ぎてても借用した担保物件返却すれば土地は元の名請人、もしくはその子孫に返却されたと考えられるのである。

次に津町に近い河辺村の証文を取り上げる。

〔史料一〇〕<sup>(23)</sup>

相渡シ申田地之事

川辺村預かり又谷

一中田六畝三步

分米七斗六升三合

同所

一下上田老反式畝八歩

同壺石四斗壺升壺合

平高ニシテ三石式斗七升七合

右之田地質物ニ而四拾四年以前子ノ年ニ金子五兩清兵衛ニ取替申候処、利足滞申候故右之田地流シ申候ニ付、我等持地ニ而支配仕候、然処此度其許御請戻シ被成候ニ付、右田地相渡シ申候間、自今以後右之田地ニ付此許少茂構無御座候、為後日手形一札仍如件

津立町

正徳五末年二月十一日

忠三郎(印)

大部田村証人

小大夫(印)

川辺村

佐五兵衛殿

これによると、川(河)辺村預かり又谷にある中田、下上田の土地(平高三石二斗七升七合)を質物(担保)にして四十四年前の子年(万治三(一六六〇)年)に金子五兩で清兵衛と取り替えたが、利息が滞ったために、その土地が流地となった。それを我ら(忠三郎)が所持し支配している。しかし、この度請戻しとなったため、これらの田地を清兵衛の子孫と思われる川辺村佐五兵衛へ渡すとある。

四十四年前に質地としていた土地が、利息を払いきれず流地となったものの、質物が返却できたため請戻しの依頼によりその質取地を渡した

のである。ここから年季を過ぎて流地となった土地も請戻し慣行を理由に請け戻せたことがわかる。

以上のように、津藩村落では、元金返し土地や流地となった土地は、何年後でも元金を返済すれば担保となった土地を質入主に返却しており、その場合は当人の場合もあるが、その子孫である場合もあった。その際には田地戻し手形のような証文も交わされた<sup>(24)</sup>。したがって、この無年季的質地請戻し慣行は近世前期から実質的に機能していたのである。

### 第三章 藩施策としての無年季的質地請戻し慣行

#### 第一節 近世中期の津藩土地売買法令

享保期に幕府は「流地禁止令」を發布したものの、直後に撤回したことで、実質的に寛永二十(一六四三)年の「田畑永代売買禁止令」以後黙認されていた質入・質流地が認められる方向となったといわれる<sup>(25)</sup>。この「流地禁止令」發布が、津藩の土地に関する法令發布に影響した可能性も考えられる。

津藩は、享保六(一七二一)年に次のような土地質入れに関する触を出した。それを掲げてみる。

〔史料一一〕<sup>(26)</sup>

田畑質入之儀ニ付御触

覚

一、是迄所持之田畑を質ニ入金子を借、其田畑を金主の方江渡、作徳を利足ニ立候類有之由相聞候、然者質地流候期ハ無之筈之处、相对ニ而流れ地と申立、永く金主之持分ニ仕候事永代売同前ニ候間、右之品自今堅停止之事

一、若無抛子細ニ而田畑を質ニ入金子借候ニおゐてハ、其所之庄屋・年寄致加判候証文を取かハし、田畑ハ地主の方ニ而作り可申候、

尤利金ハ別ニ相立可申事

一、右之通ニ仕候上ニ元利相滞候而田畑流候ニおひて者、庄屋・年寄江断最前之証文を互ニ取戻し、田畑を金主之方江渡元金返し証文ニ仕替、奉行所之押切を願可申事

右之通向後堅可相守也

追加（中略）

（享保六年）  
辛丑 二月十九日

伊左衛門

勘八

彦之丞

頼母

町年寄共

大庄屋共

右之書付於評定所御読為聞御渡

とあり、一条目で、金銭貸借により流地となった土地は、金主の持ち分となり「永代売」同前となることからこれを禁止する、二条目で質地証文への庄屋・年寄の加判、地主耕作、利息別途仕立てが記されている。そして、それを受けて三条目で田畑が流地となった場合、村役人に断つて証文を取り戻し、田地を金主（金貸出者）へ渡し、その上で「元金返し（売）証文」へと仕替（変更）し、奉行所に押切印を願うようにしている。

つまり、永代売の禁止措置に伴って、流地となった土地を一旦は金主に渡すが、その土地の所持権利を残す「元金返売証文」に変更することで、元の地主の土地所持権利を担保したのである。しかも、村落慣行だけでなく藩が「元金返売証文」を推奨し、慣行の後押しを行っている。

## 第二節 近世後期の津藩土地売買法令

そして、この慣行や制度はさらに整備され、寛政七（一八九五）年には土地売買証文の雛形を藩が提示した。やや長文になるが必要箇所を掲げてみる。

〔史料一二〕<sup>(2)</sup>

質入証文案詞

借用申金子之事

一、金 也

右者 入用ニ付、借用申所実正也、此質物ニ我等所持之田地字・分米 何反何畝書入置候、年耄割式分之利足を加、来何之十二月限急度返済可申候、若相滞候ハ、元金返し之証文御願可申上候間、右之田地其元江御引請御作舞可被成候、依而証文如件

年号月日

借主何村 誰印

同村年寄 誰印

同村庄屋 誰印

何村誰殿

右之証文相渡置、若元利相滞候ハ、庄屋・年寄江断伺之上田地を金主之方江渡し、元金返し証文ニ仕替奉行所之押切を願可申候但、元金返し売之儀者質入相滞候上計ニも無之、初方元金返シ売之儀も不苦候事、

元金返し売証文案詞

元金返売渡証文之事

字

一、何反何畝

分米

右之田地代金 二 当何年より来何年迄十ヶ年之間元金返<sub>二</sub>壳渡申候処実正也、然ル上者田地其元御引請被成、御年貢諸役米共地下平免に御勤可被成候、年季明候上元金返済いたし候ハ、田地此方江御戻し可被成候、為其御裏印証文如件

年号月日 売主・年寄・庄屋連名印

何村誰殿

裏二

表書之通見届候也

押切

大庄屋印

郷代官印

右之証文相渡置年限元金返弁不致候節者、最前之格<sub>二</sub>証文相改古証文可令消印候事

一、年季売之儀十ヶ年方長く相定候儀者令停止候、年限無之者不苦候

(中略)

一、質入并元返しとも寔之金高者十兩<sub>二</sub>而証文式拾兩と認、容易<sub>二</sub>請戻しがたき程<sub>二</sub>致候類、御停止之永代売同前<sub>二</sub>候、堅令停止候

(中略)

添証文案詞

元金返壳渡買地添証文之事

字

一、何々

誰方誰江買地

分米

誰方誰江買地

右之田地代金 元金返<sub>二</sub>壳渡候、御見届本証文一通・添証文一通相渡置候、然ル上者田地其元御引請被成候而御年貢諸役米共地下平免<sub>二</sub>御勤可被成候、元金返致候者何時<sub>二</sub>而も地方此方江

御戻可被成候、仍而証文如件

年号月日

買主・年寄・庄屋連名印

宛所

但、

伺之上聞届候者本証文と添証文江大庄屋之押切を申請候様可致候、本証文之内数口有之一ヶ所売払其余者残し候類も可有之候、是等者其節元之地主江申談、本証文式通<sub>二</sub>成候とも三通<sub>二</sub>成候とも仕替可申候

右之通此度改申達候条、若相違有之取計有之候者、双方ハ勿論村役人迄可為越度候、証文調中田畑・山林壳買質入とも停止之義申達置候得共、自今以後右之趣相心得可申候

右之趣夫々可申達候也

卯三月

△右寛政七卯年五郎左衛門様・三郎兵衛様御在役中被仰出<sub>(岡本)</sub><sub>(長田)</sub>

土地売買に関しては、二種類の方法が採用された。まず「借用(質入)証文」が作成された。しかし、元利が滞った場合は、庄屋・年寄へ断つて、田地を金主へ渡し、元金返壳証文に仕替え、奉行所の押切印を願うようにする。次の段階として元金返壳証文が作成される。ただ、最初から元金返壳証文の作成も認められていた。これは享保六年の触を再度触れたものである。

元金返壳証文は、雛形に基づいて作成されるが、その際には年季売とする場合は、十年より長くすることを禁止したが、年季を明記しなくてもよいとも記されている。しかし、年季十年は厳守されるが、実際にはそれ以上の年季が記されている土地壳買証文も散見される。<sup>28)</sup>

証文への金子表記について、借入金以上の表記をすることで請戻しが

できなくなり、「永代売」と同様になるために禁止するとあり、元金返売証文の添証文も、本証文同様雛形が定められ、大庄屋の押切印を請けるようにとしている。

そして、これらのことは、改めて申達しをするので、心得るようになる。その発給者は加判奉行の岡本五郎左衛門と長田三郎兵衛である。

この寛政七年の土地売買証文の雛形の提示は、津藩寛政改革の一環として実施された。この改革については、在地慣行や事情を考慮せずに実施されたことにより、翌八年に起こった百姓一揆の要因となったことは既に知られている。<sup>(29)</sup>しかしながら、在地慣行を考慮せずに行われたとされる改革の中にも、土地売買証文のように在地慣行を吸い上げるような施策があったことは注目に値する。土地売買証文の様式を記したこの通達は、この時期の在地で行われていた土地売買慣行を追認したもので、享保期以降の土地売買証文の様式と変わらず、この時期に通達を發布したのは、「元金返売」による土地売買を藩が公認したことを意味するのではないだろうか。

## おわりに

ここまで、伊勢国津藩領村落の中期以降の土地売買証文の様式や内容を確認してきた。

ここからは、土地売買証文には「質地証文」「元金返売証文」の二種類があり、前者は土地の質入れが前提であり、期限までに借入金が返済されない場合には、その土地は流地となった。この流地は年季を過ぎても請戻し慣行を理由に請戻せる場合も存在した。後者は質入れとは異なり、元金の返却により土地が請戻される仕組みとなっていたので、実際に、後年になり請戻された事例が多数みられる。ただし、その事例は同村内でのやりとりであって、その点からは村の慣行であると同時に、村

人の生活支援という側面が大きい。さらに、その証文（本証文）の真正を担保するためや藩関与のために、庄屋や大庄屋の押印、さらには郷代官の押印が見られることである。

元禄期には永代売の土地売買証文から元金返売への証文へと変化し、享保期には、土地売買証文の定式化が進められる。この段階で土地売買に関する触が出されている。慣行の上に立った藩の関与が看取される。そして、寛政期には、さらなる藩関与のもとに案文を通達するなど、土地売買証文の様式が確定した。近世後期には在地慣行・土地慣行などを背景に、土地売買にあたり、藩が今まで以上に関与していった形跡がみられる。

いずれにしても、津藩の土地売買制度は、最終的に元金返済による請戻しが可能であり、近世後期には在地慣習などを考慮した藩の積極的な後押しがあり、村の慣行の枠組みを超える形で藩が関与し、長年月にわたって借用していても、元金・元米を返却することで請戻しが可能であった。この慣行は、村の小百姓の没落の回避、生活の維持を目指す村主体の慣行といわれ、実際に同じ村落内での請戻し事例からはこの点が確認されるが、一方で、近世後期には藩が積極的な関与をすることで藩領統治政策の一環としての位置づけもあつたのではないかと思われる。

最後に課題を提示したい。今後は慣行の終焉<sup>(30)</sup>、伊賀国での慣行実態<sup>(31)</sup>、久居藩領での実態<sup>(32)</sup>、桑名藩他藩との証文比較<sup>(33)</sup>なども視野に入れて、この慣行の汎用性を検討したい。

## 註

(1) 白川部達夫「近世質地請戻し慣行と百姓高所持」(『日本近世の村と百姓的世界』(校倉書房、一九九四年)、同『近世質地請戻し慣行の研究』(塙書房、二〇一二年)、神谷智『近世における百姓の土地所有』



(校倉書房、二〇〇〇年)、菅原一「近世中後期における無年季的請戻し慣行の実態」(『日本歴史』八四五号、二〇一八年)、渡辺尚志「無年季的質地請戻し慣行を再考する」(『日本歴史』八六四号、二〇一八年)などがある。

(2) 註(1) 渡辺前掲論文によれば、衰退傾向にあるとする見解は、白川部達夫氏、神谷智氏で、幕末期に復活・強化されるとする見解は、大塚英二氏、菅原一であるとしている。

(3) 註(1) 菅原前掲論文。

(4) この点について、近世前期の事例であるが、白川部達夫氏が越後国、南会津地域での代官の証文への裏書書判など藩の関与があることを提示している(同「越後における検地名請と質地請戻し慣行」「南会津地域における質地と請戻し」同『近世質地請戻し慣行の研究』(塙書房、二〇一二年)。

(5) 拙稿「近世前期津藩の土地売買慣行について―無年季的質地請戻し慣行と領主政策―」(『三重県総合博物館紀要』No.7、二〇二一年)。

(6) 本稿では、伊勢国津藩領の飛び地であった江村、海老原村、前野村のほか、本藩領の栗加村、河辺村、萩野村、足坂村を分析対象とする。

(7) 分析にあたって、土地売買証文等に記載されている文言・用語を津藩が寛政七年に発布した触や内容に即して便宜的に以下のように定義付けをして考察を進める。まず、事書に関して「永代売渡申〇〇之事」「永代売渡し申〇〇之事」「永代ニ売渡し申〇〇之事」「永代売渡シ申〇〇之事」とある「永代」の文言が記載されているものを「永代売渡文言」とし、この書式で売買されたものを「永代売」とする。さらに「売渡申元米返〇〇之事」「本元返シニ売渡し申〇〇之事」「元返ニ売申〇〇之事」と「元返」の文言が記載されているものを「元返売

渡文言」とし、この書式で売買されたものを「元金返売」とする。なお、〇〇の文言は「田地」等地目があてはまる。

そして、「元米返弁仕候ハ、無相違地方御戻し可被成候」「元米本人方返弁仕候者本人方へ右田地御渡シ可被下候」のような返済後の土地返却の依頼文言を「担保返却依頼文言」、「御年貢高役等其方方御勤可被成候」「御年貢役米共格<sup>二</sup>其方方御つとめ可被成候」「御年貢諸役共格<sup>二</sup>其方方御勤可被成候」のような年貢諸役を質取主に勤めてもらうよう依頼している文言を「年貢諸役勤め依頼文言」とする。最後に「何時成共」「何年過」「幾年過」のような期限を想定しない文言を「無期限文言」とする。

(8) 三重県総合博物館所蔵江村平尾村文書「貞享五年元米返シ売渡申田地之事」(仮目録番号C―一四九、以下、江村平尾村文書番号は、江村平尾村文書・史料名・仮目録番号を表示する)。

(9) 元禄期の段階では、年貢を勤めてほしい旨の依頼文言ないものや、永代売の土地売買証文が入り混じっている反面、裏書などは後年の証文と類似するものがあり、過渡期であると考える。

(10) 江村平尾村文書「享保七年元返ニ売申田地之事」(仮目録番号一―一六)。

(11) 三重県総合博物館所蔵河原田村文書「享保八年元金米返シニ相渡申質地之事」(仮目録番号五八九―七、以下、河原田村文書は、河原田村文書・史料名・仮目録番号を表示する)。

(12) 三重県総合博物館所蔵堀井文書「享保七年本金返シ売申田地之事」(仮目録番号八―三、以下、堀井文書は、堀井文書・史料名・仮目録番号を表示する)。

(13) 同右「宝暦十二年本金返売渡申田地之事」(七―二六)。

(14) ただ、弥蔵が売主・買主に表記されているが、同一人物なのか別



人物なのかは不明である。また、裏書に藩役人の押印もみられ、どこかの時点でこの証文を藩役人が確認したようである。

(15) 三重県総合博物館寄託海野家文書「宝暦二年質流相渡田地之事」(仮目録番号F一六九—一一—)。

(16) 寛政七年の土地売買に関する触にもこのことが触れられている。

(17) 江村平尾村文書「文政六年元金返ニ売渡申畑之事」(B三—三)。

(18) 同右「天保十年元返しニ売渡申畑之事」(A三—三)。

(19) 質入れされた土地の請戻しは、「元金返売証文」の「端裏書」に「〇〇年請戻」のような文言がある場合の証文を集計したものである。

(20) ここでは、江村平尾村文書を事例にして江村を中心とした分析を行ったが、売買は津藩領内の他村へも行われており、さらに事例を積み重ねることで、他村との売買においても返却事例が確認される可能性もある。

(21) 江村平尾村文書「宝暦十三年元米返ニ売渡申田地之事」(A—一)。

(22) 渡辺尚志氏は、元金返しの土地の返却にあたって、質入主から取る小作料が利息の代わりとなっていたために、元金だけで土地の返却が可能であったことを指摘している(同『殿様が三人いた村 葛飾郡幸谷村と関家の江戸時代』崋書房出版、二〇一七)。ただ、実際には、この事例にみるように小作料とは別に増金を取るなどのことをしていたと考えられる。

(23) 津市図書館所蔵河辺家文書「正徳五年相渡シ申田地之事」。

(24) 江村に残る土地の返却に関する証文の下書である。

江村平尾村文書「享保十六年田地戻シ手形之事」(二—一七)。

田地戻シ手形之事

かいと

一上田五畝廿四歩

(四筆中略)

ベ 壹反五畝拾八歩

□□地

代米拾貳俵ニ相究

右之米槌ニ請取、田地不殘其元江戻し申候、本手形紛失仕候故、如此ニ御座候、□田地ニ以後外方申分御座候共、此方方埒明可申候、為手形仍而如件

佐倉村主

享保十六亥年十二月五日

佐七

五郎右衛門

善九郎

五人組

たれ

江村

太右衛門殿

下書きであるが、その内容は本証文に類するもので、一反五畝一八歩の土地を担保にして一二俵を借用したが、それを返済したので田地を戻してほしいとの依頼である。本来は、本手形があつたはずであるが、それを紛失したためにこの下書きを作成したようである。土地返却にあたっては、このような書式の「戻し手形」証文が取り交わされた。

(25) 大石慎三郎「近世前期における農政について―享保改革位置づけの前提として」(『享保改革の経済政策』御茶の水書房、一九六一年)、白川部達夫「越後における検地名請と質地請戻し慣行」(『近世質地請戻し慣行の研究』塙書房、二〇一二年)。

(26) 「田畑売買の儀につき触」(『三重県史』資料編近世3) 二〇〇八

年)。

(27) 同右。

(28) 江村平尾村文書にある安政五年の元金返売証文(A三二)では、その年季を三十年季としており、藩法令にある「十年季」を超過した土地売買証文が見られる。

(29) 津藩の寛政期の百姓一揆については、深谷克己『藩政改革と百姓一揆』(比較文化研究所 二〇〇四年)、『津市史』『安濃町史』などに取り上げられている。

(30) このような慣行は、明治時代の地租改正に伴う土地改革で消滅していくと考えられるが、旧津藩領の各村落の「土地売買証文」を確認すると、地租改正以降にも「元金返」の事書文言が入った土地売買証文が散見される。ここからは地租改正がこの慣行の消滅の転機となった可能性はあるものの、地租改正をもって慣行消滅とすることができない。今後、各村落に残る土地売買証文の消滅時期の分析や継続した意味合いも含めて検討をする必要がある。

(31) 津藩伊賀国領の村落でも、土地売買証文を見ると、この慣行が実施されていた形跡を確認することができる。しかし、管見の限りでは、伊賀国の場合、三年、五年、十年、それ以上の期限と有期限文書が多く残されている。併せて質流証文等も見られ、土地売買に関する総合的な分析が必要である。

(32) 本稿では、津本藩の慣行の検討だけに終始したが、津藩の支藩であった久居藩でも、「元金返」の文言を含んだ事書が見られることから、このような慣行が実施されていたと思われるが、この点については他日に期したい。

(33) 土地制度に関して、小百姓保護の観点から津藩では「質地請戻し慣行」が実施されていたが、桑名藩では土地の割り替えを行う割地

(株地制度)が実施されていた。併せてこの無年季的質地請戻し慣行も一部の村落で見られる。質地請戻し慣行と割地制度ではその方法そのものは異なるが、小百姓保護の観点では共通するもので、今後、桑名藩も含めて近隣諸藩の土地制度を確認していきたい。

#### 【付記】

資料所蔵者である海野謙四郎様はじめ、津市津図書館、三重県総合博物館の皆様には資料利用や掲載にあたりさまざまな便宜を図っていただいた。ここに記して感謝したい。

(三重県環境生活部文化振興課歴史公文書班 藤谷彰)